

駒ヶ根市公共工事等前金払等実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、駒ヶ根市財務規則（昭和54年規則第21号。以下「規則」という。）第75条第1項ただし書の規定による前金払等の実施について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前金払 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）附則第3条第1項の規定により行うことができる前金払をいう。
- (2) 中間前金払 政令附則第7条及び省令第3条第3項の規定により行う、既に行った前金払に追加して行うことができる前金払をいう。
- (3) 前金払等 前金払及び中間前金払をいう。

(前金払の対象工事等及び限度額)

**第3条** 規則第75条第1項ただし書による前金払の対象となる公共工事等は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る土木建築工事（公共工事に要する機械類の製造、設計及び調査を含む。）及び測量であって、その区分及び限度額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前金払を行った後に契約の変更等の事由により請負代金額を増額した場合においては、変更後の請負代金額に基づいて前項の規定により算出した限度額から既に行った前金払の額を減じた額を限度として前金払を行うことができるものとする。
- 3 前金払を行った後に契約の変更等の事由により請負代金額を減額した場合においては、既に行った前金払の額が別表第1の第1号に掲げる工事については変更後の請負代金額の10分の5に相当する額を、同表の第3号に掲げる工事については変更後の請負代金額の10分の4に相当する額を超えないときは、返還を求めないものとする。
- 4 市長は、前金払について、前3項に定める限度額内において、市の財政状況その他の事情を考慮してその支払額を決定するものとする。

(中間前金払の対象工事、限度額等)

**第4条** 中間前金払の対象とする公共工事及び限度額は、別表第2のとおりとし、市長は、市の財政状況その他の事情を考慮してその支払額を決定するものとする。

2 中間前金払の限度額は、既に行った前金払の額に前項により算出した額を加えた額が請負代金額の10分の6に相当する額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該限度額は、当該10分の6に相当する額から既に行った前金払の額を減じた額とする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

3 前2項による中間前金払の支払額の算出に係る別表第2の工期及び請負代金額は、それぞれ第6条による認定請求の時点における工期及び請負代金額によるものとする。

(継続費又は債務負担行為による公共工事等に係る前金払等の対象)

**第5条** 継続費及び債務負担行為による公共工事等について、継続費に係る契約にあつては各年度の年割額に対応する出来高予定額に相当する部分の工事等の金額が、債務負担行為に係る契約にあつては各年度の債務負担行為の年割額に対応する出来高予定額が別表第1及び別表第2の対象工事等の欄に掲げる金額以上の工事等について、前金払等を行うことができるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による中間前金払に係る別表第2の規定の適用については、同表中「工期」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間」と、「当該工事」とあるのは、「当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の年割額に対応する出来高予定額」と読み替えるものとする。

(中間前金払の認定等)

**第6条** 公共工事の受注者（以下「受注者」という。）は、中間前金払の認定を受けようとするときは、中間前金払認定請求書（様式第1号）に工事履行状況報告書（様式第2号）を添付して市長に認定請求しなければならない。ただし、工事履行状況報告書は、施工内容が確認できる他の書類をもって替えることができるものとする。

2 市長は、前項による認定請求を受けた場合において、これを審査し、中間前金払を決定したときは、中間前金払認定書（様式第3号）により速やかに受注者に通知するものとする。

(前金払等と部分払との併用)

**第7条** 前金払等は、規則第137条に規定する部分払と併用することができる。ただし、部分払を受けた後に前金払等の請求をすることはできない。

(支払い)

**第8条** 市長は、受注者から前金払等の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から14日以内に、

前金払等を行うものとする。

(保証証書の寄託及び保管)

**第9条** 受託者は、規則第75条第2項により寄託する前払金保証証書（以下「証書」という。）は、その正本及び謄本2部を提出しなければならない。

2 市長は、前項により提出を受けた証書について預かり証を発行するものとする。

3 市長は、公共工事等が完成し、受注者が契約を完全に履行したときは、預かり証と引き替えに証書の正本を当該受注者に返還するものとする。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知（随意契約における見積りの依頼を含む。）を行う契約に係る公共工事等から適用する。

### 別表第1（第3条関係）

対象工事等	限度額
(1) 請負代金額が1件130万円以上の土木、建築に関する公共工事	請負代金額の10分の4以内の額。ただし、1億円を限度とし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(2) 契約価格が1件1千万円以上の公共工事の用に供するために発注する機械類の製造	請負代金額の10分の3以内の額。ただし、1億円を限度とし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(3) 請負代金額が1件130万円以上の土木、建築に関する公共工事の設計及び調査	これを切り捨てる。
(4) 請負代金額が1件130万円以上の測量	

### 別表第2（第4条関係）

対象工事	限度額
(1) 既に前金払を行っている別表第1の第1号に掲げる公共工事であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの	請負代金額の10分の2以内の額であって、既にを行った前金払との合計額が、請負代金額の10分の6を超えない額。ただし、5千万円を限度と

<p>ア 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</p> <p>ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p>	<p>し、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
---	-----------------------------------

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）